主 文 本件即時抗告を棄却する。 理 中

本件即時抗告の趣意は、抗告申立人弁護人木村壮、同太田惺作成の即時抗告申立書および忌避申立補充書と題する書面に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

るから、取消さるべきものである、というのである。 そこで考えてみるに、一般に裁判所書記官の忌避の制度は、裁判所書記官が当該 事件ないしはその当事者と特別な関係にあるなど、当該事件の手続外の要因により、当該裁判所書記官によつては、その事件について公平な事務処理を期待することができない場合に、当該裁判所書記官をその事件から排除し、裁判の公正およ信頼を確保することを目的とするものであつて、その手続内における発言や態度なば、それだけでは直ちに忌避の理由となし得ないものであり、仮りに当該裁判所書記官の関与によつて事件の審判に違法な点が生じたとしても、これらに対してよ、公判調書の正確性に対する異議の申立を含む異議、上訴などの不服申立の方法によつて救済を求めるべきであるといわなければならない。

によって救済を求めるべきであるといわなければならない。 〈要旨〉本件忌避申立の理由は、前記のとおり、裁判所書記官の、録音機の使用についての発言をとらえ、これを非〈/要旨〉難するに帰するのであるが、仮りに裁判所書記官から右のような発言があつたとしても、これは、まさに裁判所書記官の、当該事件の手続内における発言であつて、その内容の当否はとも角、これをとり上げて忌避の理由とすることの許されないことは前記のとおりであり、かかる忌避申立によってもたらされるものが訴訟の遅延以外にはない本件において、忌避申立を刑事訴訟法二四条により却下した原決定は、相当であつて、論旨は、理由がない(忌避申立からさらに派生して発生した事項にわたるものが多く、これらは、本件忌避事件とは、直接の関連がない。)。

事件とは、直接の関連がない。)。 よつて、同法四二六条一項後段により、本件即時抗告を棄却することとし、主文 のとおり決定する。

(裁判長判事 平野太郎 判事 寺内冬樹 判事 和田啓一)